

## 5-68 番号灯

### 5-68-1 装備要件

自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 36 条第 1 項関係）

### 5-68-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 205 条第 1 項関係）

① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯にあつては 15 ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあつては 8 ルクス以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。

② 番号灯の灯光の色は、白色であること。

③ 番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる番号灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 205 条第 2 項関係）

① 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯

② 施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標

### 5-68-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 36 条第 3 項関係、細目告示第 205 条第 3 項関係）

① 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

② 番号灯は、点滅しないものであること。

③ 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

④ 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-68-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

(2) 次に掲げる番号灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 205 条第 4 項関係）

① 指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯

- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

**5-68-4 適用関係の整理**

4-68-4の規定を適用する。